

利用者資金の保全方法について

1. 前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済法の規定に基づき、毎年3月31日および9月30日現在の未使用残高の二分の一以上の額について、保全措置が求められており、万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。
2. 当社の利用者資金の保全方法は、金銭による供託で、供託所は、熊本地方法務局です。
3. 旅行ギフト券は、盗難、紛失等により第三者に利用された場合、当社はその責任を負いません。